

33. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)により水道法の一部が改正され、平成25年度から、簡易専用水道の設置者に対する指導監督は、市部の施設は市が、町村部は県がそれぞれ行っています。

平成26年度

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	不適合 施設数 C	不適合率 (%) C/B	地方事務所 等への報告 施設数
佐久	380	273	71.8	114	41.8	0
上小	222	161	72.5	83	51.6	1
諏訪	257	226	87.9	97	42.9	0
上伊那	114	102	89.5	46	45.1	0
下伊那	81	69	85.2	32	46.4	0
木曾	27	21	77.8	8	38.1	0
松本	716	369	51.5	150	40.7	0
北安曇	52	37	71.2	10	27.0	0
長野	627	516	82.3	207	40.1	0
北信	124	59	47.6	26	44.1	1
合計	2,600	1,833	70.5	773	42.2	2

* 数値は各地方事務所管内の市町村の合算

(参考)所在地別集計

市部	2,027	1,462	72.1	618	42.3	1
町村部	573	371	64.7	155	41.8	1